

労働者派遣契約書（個別契約）【記載例】

株式会社△△産業 山口事業所（派遣先）（甲）と株式会社山口労働（派遣元）（乙）とは、令和〇年〇月〇日付で締結した労働者派遣に関する基本契約第〇条に基づき、労働者派遣契約を次のとおり定める。

業務内容	〇〇〇機器部品の治工具を使用した組立、簡易検査装置を使用した検査、材料の運搬・投入、端末を使用したデータ入力及び書類作成並びにそれらに付随する業務 (この業務は、令第4条第1項の〇号業務に該当する。) ※ () 内は日雇業務の場合に記載	
派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度	副リーダー（部下〇名、リーダー不在の間における緊急対応が週1回程度有） ※従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等をいうこと。 ※役職を有する派遣労働者であればその具体的な役職を、役職を有さない派遣労働者であればその旨を記載することで足りるが、派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度について共通認識を持つことができるよう、より具体的に記載することが望ましい。	
派遣先事業所名称及び所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 山口県山口市緑町〇〇〇〇番地 株式会社△△産業 山口事業所 TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
派遣就業場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 山口県防府市浜方〇〇〇〇番地 株式会社△△産業 山口事業所 防府工場 TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
組織単位 (組織の長の職名)	〇〇製造課 (〇〇製造課長)	
指揮命令者	〇〇製造ライン ライン長 〇〇 〇〇	
派遣期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	
派遣可能期間の制限に抵触する日	令和〇年〇月〇日 ※H27.9.30以降派遣を初めて受け入れた日、もしくは期間延長した日から3年と1日 ※無期もしくは60歳以上のみ等を対象とした場合には不要	
派遣料金	〇〇〇〇円（1時間当たり）、〇〇〇〇〇〇円（1月当たり）	
就業日	月～金（別途工場カレンダーに準ずる）	
休日	土、日、祝日他工場カレンダーに準ずる	
就業時間	8時30分から17時00分まで	
休憩時間	12時00分から13時00分まで（60分）	
時間外労働	(有) (1日 3時間/1か月 30時間/1年 360時間の範囲内) ・ 無	
就業日外労働	(有) (1か月 2日以内) ・ 無	
派遣人員	〇〇名	
派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別	「労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定する」 「労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定しない」 ※いずれか記載	
派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	「無期雇用労働者に限定する」 「60歳以上の者に限定する」 「無期雇用労働者又は60歳以上の者に限定しない」 ※いずれか記載	
期間制限を受けない業務に係る労働者派遣に関する事項	※以下、該当する場合に記載すること。 ・有期プロジェクトの業務に該当 ・日数限定業務に該当、1か月に行われる日数〇日、派遣先の通常の労働者の月間所定労働日数〇日 ・育児休業代替要員に該当、休業する労働者の氏名〇〇〇〇、業務 () 休業予定日 〇月〇日～〇月〇日 ・介護休業代替要員に該当、休業する労働者の氏名〇〇〇〇、業務 () 休業予定日 〇月〇日～〇月〇日	
安全及び衛生	派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法第44条から47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元事業主の安全衛生に関する規定を適用する。 ※業務内容により具体的な事項を定め記載すること。	
苦情の処理・申出先	派遣先 総務課 課長 ▲▲ ▲▲ TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 派遣元 派遣事業課 責任者 〇〇 ●● TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
苦情処理方法・連携体制	1. 甲が苦情の申出を受けたときには、ただちに乙の派遣元責任者へ連絡し、甲乙連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。 2. 乙が苦情の申出を受けたときには、ただちに甲の派遣先責任者へ連絡し、甲乙連携して適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果を必ず派遣労働者に通知することとする。 3. 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情についても、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。	
派遣先責任者	総務課 ▲▲ ▲▲ TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
派遣元責任者	営業 ●● ●● TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与	派遣先は、派遣先が雇用する労働者に対して利用の機会を与える診療所、レクリエーション施設の利用及び制服の貸与を派遣労働者に対しても行うこととする。 ※労働者派遣法第40条第3項により、派遣労働者に対しても利用の機会を与えなければならないとされている、給食施設・休憩室・更衣室以外について記載すること。	

製造業務の場合は製造業務専門派遣先・元責任者→

<p>労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置</p>	<p>1. 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。</p> <p>2. 就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>3. 損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。</p> <p>4. 労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。</p>
<p>派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置</p>	<p>(有料職業紹介事業の許可がある場合の例) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、手数料として派遣先は派遣元事業主に対して、支払われた賃金額の〇〇分の〇に相当する額を支払うものとする。ただし、引き続き6か月を超えて雇用された場合にあつては、6か月間の雇用に係る賃金として支払われた賃金額の●分の●に相当する額とする。</p> <p>(有料職業紹介事業の許可がない場合の例) 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元事業主に申し出ること。</p> <p style="text-align: right;">※いずれか記載</p>
<p>紹介予定派遣に関する事項</p>	<p>※紹介予定派遣に係る契約である場合は下記の項目例を記載</p> <p>1. 派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等</p> <p>契約期間 期間の定め 有 (〇〇か月/〇〇年) ・ 無</p> <p>業務内容 〇〇〇機器部品の治工具を使用した組立、簡易検査装置を使用した検査、材料の運搬・投入、端末を使用したデータ入力及び書類作成並びにそれらに付随する業務</p> <p>試用期間に関する事項 有 (〇か月・条件同) ・ 無</p> <p>就業場所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 山口県防府市浜方〇〇〇〇番地 株式会社△△産業 山口事業所 防府工場 TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>始業・就業時刻 8時30分～17時00分 休憩時間 12時00分～13時00分 (60分)</p> <p>所定時間外労働 有 (1日3時間、1か月30時間、1年360時間の範囲内) ・ 無</p> <p>就業日外労働 有 (1か月2日以内) ・ 無</p> <p>休日 毎週土、日、祝日、 年末年始 (12月29日～1月3日)、夏季休業 (8月13日～8月16日)</p> <p>休暇 年次有給休暇：10日 (6か月継続勤務後)、その他：慶弔休暇 (有給・無給)</p> <p>賃金 基本賃金：月給 180,000～240,000円 (毎月15日締切、当月20日支払) 通勤手当：通勤定期券代の実費相当 (上限月額12,000円) 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率： 所定時間外：法定超 25%、休日：法定休日 35%、深夜：25% 昇給： 有 (0～3,000円/月) 賞与： 有 (年2回、計1か月分)</p> <p>社会保険の加入状況 厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険 有 労働者を雇用しようとする者の名称 株式会社△△産業 山口事業所</p> <p>2. その他 ・派遣先は、職業紹介を受けることを希望しなかった又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、その理由を、派遣元事業主に対して書面により明示する。 ・紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合には、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する算入しない。</p>

【法26条第3項】

(派遣先)	(派遣元) (許可番号) 派35-〇〇〇〇〇〇
(甲) (所在地) 山口県山口市緑町〇〇〇〇番地	(乙) (所在地) 山口県山口市市中河原町〇番地〇〇
(事業所名) 株式会社△△産業 山口事業所	(事業所名) 株式会社山口労働
(代表者名) △△ △△	(代表者名) 〇〇 〇〇